

第19回大空町農業委員会総会議事録

令和6年12月23日 第19回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤 宏幸	3番 渡辺 誠	4番 古田 牧子
5番 児山 高	6番 渡邊 恵二	7番 小川 一浩
9番 福田 重幸	10番 佐久間 仁	11番 増子 昭雄
12番 真鍋 剛	13番 佐々木 経一	14番 森 英章
15番 仲西 政克	16番 高橋 敬義	17番 長尾 照幸
18番 追分 敏行	19番 岡本 シゲ子	20番 遠藤 哲也
21番 佐野 一義	23番 丹羽 真治	24番 石田 正俊

(2) 欠席者

2番 上田 英樹	8番 福田 英信	22番 先崎 教之
----------	----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主事 仙石 陸
主事 中村 遥樹		

第19回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、それでは、ただ今から大空町農業委員会第19回総会を開催いたしたいと存じます。 会議日程2の憲章朗読であります。先々週から報道でもございましたが、全道及びオホーツク管内等で現在インフル等の感染が増加しておりますので、本日は朗読を省略させていただきたいと存じます。 よろしくお願い申し上げます。 次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は、委員の皆様におかれましては、雪が積もり足元の悪い中、また、師走を迎え何かとお忙しい中、第19回農業委員会総会の出席、誠にありがとうございます。 委員の皆様におかれましては、農地のあっせん、賃貸借の更新など、事務局員の皆様は、あっせん会の準備、書類の作成などお忙しい日々ではなかったかと思っております。 去る17日には、札幌にて女性農業委員活動強化研修会、18日には農業委員活動強化研修会、19日には農業者年金研修会と延べ3日間にわたる研修会が行われました。出席された皆さんにおかれましては大変ご苦労さまでした。 さて、本年の農作物の作柄といたしましては、小麦におきましては、出穂時期の天候が良くないせいなのか平年を下回る出来であったと思います。また、他の作物はまずまずの出来で、皆様におかれましては良い出来秋を迎えられたのではないかと考えているところであります。 12月に入りまして、厳しい寒さが続いておりますが、皆様とご家族がご健勝で良き新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	11月25日開催の第18回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただ今より、第19回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時05分)

石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、21名であります。 上田委員、福田英信委員、先崎委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号まで計45件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、20番遠藤哲也委員、21番佐野一義委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、道路の線形改良に伴い分断された農地を譲受人に売買する新規案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区副委員長より補足説明があればお願いします。

副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、農地の効率的な利用を目的とした使用貸借の新規案件となっております。次の 2 番の案件にも関連いたしますが、出し手、受け手の農地の一部を使用貸借し耕作することをございます。図面につきましては、2 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましては、先ほどの 1 番の案件に関連しておりまして、農地の効率的な利用を目的とした使用貸借の新規案件となっております。出し手、受け手の農地の一部を使用貸借し耕作するものでございます。図面については 3 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、4 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 4 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。

	おります。図面につきましては5ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係4番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第1号利用権設定関係5番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、6ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。1 2 月 4 日に第 2 地区農業委員により、あっせん会が

	行われてございます。図面につきましては7ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号所有権移転関係2番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。12月5日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては8ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。

	なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号所有権移転関係3番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。11月13日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては9ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 4 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。12月3日に第5地区農業委員によりあっせん会が行われております。図面につきましては10ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合することを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 4 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係４番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第２号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、貸主の離農に伴う賃貸借の新規案件でございます。 貸主からあっせん依頼を受け、８月２６日に第１地区農業委員によりあっせん会が行われましたが、その後面積の変更がございまして今回の総会案件となりました。図面につきましては１１ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番及び 3 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	2 番から 17 番までの案件につきましては、第 3 地区に係る農地更新及び新規の案件となっております。11 月 27 日、12 月 5 日におきまして、第 3 地区農業委員により、あっせん会を実施しております。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、更新案件については図面を省略しておりますのでご了承下さい。 それでは 2 番から説明いたします 【議案第 2 号利用権設定関係 2 番及び 3 番朗読】 2 番及び 3 番の案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては 12 ページ、13 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番及び 5 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番及び 5 番朗読】 これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、14 ページ、15 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 4 番及び 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番及び 5 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番及び 7 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 6 番及び 7 番朗読】

	これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては１６ページ及び１７ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係６番及び７番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係６番及び７番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係８番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係８番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、１８ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 8 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 9 番及び 10 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 9 番及び 10 番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 9 番及び 10 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 9 番及び 10 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 11 番及び 12 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。

	事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１１番及び１２番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係１１番及び１２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１１番及び１２番について採決 します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係１３番及び１４番について、貸主が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１３番及び１４番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となっております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係１３番及び１４番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１３番及び１４番について採決 します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係15番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係15番朗読】 この案件につきましては、更新案件となっております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係15番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係15番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (○○委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係16番及び17番について、貸主が同一ですの で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係16番及び17番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 16 番及び 17 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 16 番及び 17 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 18 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	18 番から 33 番までの案件につきましては、第 5 地区に係る農地更新及び新規の案件となっております。11 月 18 日、12 月 2 日、12 月 3 日におきまして、第 5 地区農業委員により、あっせん会を実施しております。すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、更新案件については図面を省略しておりますのでご了承下さい。 それでは 18 番から説明いたします 【議案第 2 号利用権設定関係 18 番朗読】 こちらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴います新規案件となっております。図面につきましては、19 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより、利用権設定関係 18 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 18 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで 10 分間休憩といたします。 (午後 3 時 56 分) 再開は 4 時 7 分としますので、それまでにご参集願います。 (休憩)
石田会長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 4 時 7 分) 次に利用権設定関係 19 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 19 番朗読】 この案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 19 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 20 番について、提案理由の説明を求めます。

	事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２０番朗読】 この案件につきましては更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２０番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２０番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係２１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２１番朗読】 この案件につきましては、更新案件となっております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２１番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係２２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２２番朗読】 この案件につきましては契約面積の変更による案件となります。以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２２番について採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係２３番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２３番朗読】 この案件につきましては、更新案件となります。以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２３番について採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係２４番及び２５番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２４番及び２５番朗読】

	これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 6 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 2 6 番朗読】 この案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 2 6 番について質疑に入ります。
	(なしの声)
委員	これにて質疑を終了いたします。
石田会長	これより議案第 2 号利用権設定関係 2 6 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 7 番及び 2 8 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２７番及び２８番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２７番及び２８番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２７番及び２８番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係２９番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２９番朗読】 この件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係２９番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２９番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係３０番及び３１番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３０番及び３１番朗読】 これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係３０番及び３１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３０番及び３１番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係３２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３２番朗読】 この案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係３２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３２番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係３３番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	【議案第２号利用権設定関係３３番朗読】 この案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係３３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３３番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１５条第１項及び同条第２項に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和６年１２月２３日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第３号１番朗読】 この案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、１２月５日に第３地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入会議協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、大成地区の〇〇氏となっております。図面については２０ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上です。

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れをすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明書の交付について」を議題とします。 1番について提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第4号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明書の交付について」農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項目的の買受適格証明書の交付について願出があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田 正俊。 【議案第4号1番朗読】 この案件につきましては、令和6年12月発行の「広報おおぞら」において、町有地公売のお知らせをし、1月16日に執行される入札への参加申し込みのための証明願いであります。 〇〇氏につきましては、農地法上の農地権利取得の資格があり、農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していない農業者でございますことを確認しておりますので、ご審議願います。 図面につきましては、今回公売に参加することですので、決定後、

	3条の売買の届出が出る時に載せますので省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 願出人については、意欲的に営農しており、買受適格者として問題ないと思われます。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第1号については終了いたします。

	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦勞様でした。 (午後 4 時 3 2 分終了)
--	---